

令和8年第2回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計 12 件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 …… 3 件
条例 3 件（新座市税条例等の一部を改正する条例ほか 2 件）

【条例案件】 …… 1 件
一部改正 1 件（新座市税条例の一部を改正する条例）

【予算案件】 …… 2 件
補正 2 件（令和 8 年度新座市一般会計補正予算（第 2 号）ほか 1 件）

【契約案件】 …… 1 件

【財産案件】 …… 1 件
取得 1 件

【人事案件】 …… 4 件（新座市固定資産評価審査委員会委員の選
任についてほか 3 件）

【専決処分の承認を求める案件】

……3件（条例3件）

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

（新座市税条例等の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市税条例等の一部を改正する条例の専決処분을令和8年3月31日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

* 【改正する条例】

- ① 新座市税条例
- ② 新座市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例
- ③ 新座市税条例等の一部を改正する条例

〔施策の効果及び影響〕

- 1 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、名称を次のとおり改めるもの

現行	改正後
軽自動車税（種別割）	軽自動車税
軽自動車税（環境性能割）	—

- 2 燃費性能等の優れた3輪以上の軽自動車の税率を取得の翌年度に限り軽減する制度（グリーン化特例）の適用期限を現行の「令和7年度取得分まで」から2年延長し、「令和9年度取得分まで」とするもの
- 3 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を現行の「令和9年度まで」から3年延長し、「令和12年度まで」とするもの
- 4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を現行の「令和8年度まで」から3年延長し、「令和11年度まで」とするもの
- 5 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1と定めるもの（地方税法に規定する参酌基準を特例割合として採用）

〔施行日〕

令和8年4月1日とした。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

(新座市都市計画税条例の一部を改正する条例)

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和8年3月31日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として都市計画税の課税標準の特例割合を3分の1と定めるもの（地方税法に規定する参酌基準を特例割合として採用）

〔施行日〕

令和8年4月1日とした。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

(新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

〔要旨〕

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分を令和8年3月31日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を30,000円と定めるもの
- 2 子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者の均等割額100円について、低所得者世帯に係る7割、5割及び2割の軽減措置を定めるもの

区分	均等割額から減額する額
7割軽減額	70円
5割軽減額	50円
2割軽減額	20円

※ 18歳以上被保険者の均等割額とは、納税義務者の世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者において、10割減額となった18歳未満被保険者に係る均等割額総額を按分した均等割額をいう。

- 3 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者の均等割額について、軽減措置を定めるもの

※ 出産被保険者とは、納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者をいう。

- 4 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額1,800円を10割減額する措置を講じるもの
- 5 国民健康保険税の税額算定に当たり、低所得被保険者の負担軽減を図るため、均等割額についてこれまで実施してきた7割、5割又は2割の減額措置のうち、5割及び2割の減額措置の対象となる世帯の基準となる所得額を引き上げるもの

* 7割軽減の基準額（基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円）は、改正なし

(1) 現行の基準額

5割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋30万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

(2) 改正後の基準額

5割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者をいう。

〔施行日〕

公布の日とした。

【条例案件】 ……1件（一部改正1件）

議案第50号 新座市税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 個人市民税の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、令和9年度分までとする適用期限を撤廃するもの
- 2 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を現行の「令和20年度まで」から5年延長し、「令和25年度まで」とするとともに、その適用を受けることができる対象者を現行の「令和7年までに入居した者」から5年延長し、「令和12年までに入居した者」とするもの
- 3 扶養親族等申告書の提出義務を課す公的年金等受給者の範囲を拡大するもの
- 4 固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正後
土地	300,000円	300,000円
家屋	200,000円	300,000円
償却資産	1,500,000円	1,800,000円

* 同一の者が所有する土地、家屋又は償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が免税点として定める額に満たない場合は、固定資産税を課さない。

- 5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、当該土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に存する場合は、その特例を適用しないこととするもの
- 6 暗号資産（仮想通貨）の譲渡等をした場合の譲渡所得等に係る課税の特例として、他の所得と分離して3パーセントの税率により課税することとするもの

〔施行日〕

1～3は令和9年1月1日、4は同年4月1日、5は令和10年1月1日、6は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日とする。

【予算案件】 …… 2件（補正2件）

議案第51号 令和8年度新座市一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和8年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

【契約案件】 …… 1 件

議案第 5 3 号 設計施工一括契約の締結について〔（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業実施設計及び建設工事〕

【財産案件】 …… 1 件

議案第 5 4 号 財産の取得について〔電子黒板〕

新座市立小学校に配置する電子黒板を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するもの

数 量 2 5 1 台

取得金額 8 3, 5 2 0, 2 5 0 円（税込み）

【人事案件】 …… 4 件

議案第 5 5 号 新座市固定資産評価審査委員会委員の選任について〔小林又次郎氏〕

【新座市固定資産評価審査委員会委員の選任（議案第 5 5 号から議案第 5 7 号まで）について】

新座市固定資産評価審査委員会委員小林又次郎氏、辻哲夫氏及び中島栄氏の任期が、令和 8 年 6 月 2 4 日で満了になるが、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により提案するもの

議案第 5 6 号 新座市固定資産評価審査委員会委員の選任について〔辻哲夫氏〕

議案第 5 7 号 新座市固定資産評価審査委員会委員の選任について〔中島栄氏〕

議案第 5 8 号 新座市固定資産評価員の選任について

新座市固定資産評価員村松陽子の後任に竹山茂を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（1件）

【財産案件】 ……1件

議案第 号 財産の取得について〔消防団第四分団消防ポンプ自動車〕